項目	局所排気装置からの外部への排気	キーワード	設置

REHSE推奨指針

基準値を超える排ガスを大気に放出してはいけません。この場合は必ず排ガス処理装置で処理後、大気に放出しなければなりません。

	国内法規	国内の推奨基準	海外スタンダード	局所排気装置と運用・管理の基礎知識とのリンク関係									
				1:局排知識	2:運転条件	3:運用と使用	4:排気と換気設備	5:排ガス処理	6:環境管理	7:薬品保管	8:運用と緊急対策	9:保守と点検	10:その他
参考資料	・排風機の位置 局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気が通る位置に設ける。(例外:爆発の恐れが無く ﾌｧﾝ腐食の恐れもない) 「有規則第15条」	ガイドラインなし					○						
	・局所排気装置等の排気口は直接外気に向かって開放する。 「有規則第15条」	ガイドラインなし					○						
	・空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口の高さは屋根から1.5m以上。(例外:当該排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合)「有規則第15条」	ガイドラインなし	・最低3m垂直方向に延長:「NFPA 45」 ・最低3m垂直方向に延長:「ANSI/AIHA Z9.5」		○		○	○					
	・除塵装置又は排ガス処理装置を敷設する局所排気装置のﾌｧﾝは、除塵又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。(例外:吸引されたｶﾞｽ、蒸気又は粉塵による爆発の恐れが無くﾌｧﾝの腐食の恐れが無い時)「特化則第7条」	ガイドラインなし					○						
	・有害物を含む排気を排出する局所排気装置その他の設備については、当該有機物の種類に応じて、吸収、燃焼、集塵その他の有効な方式による排気処理装置を設ける。 「労働安全衛生規則第579条」	ガイドラインなし	実験室排気システムの空気浄化システムは必要に応じて計画・使用決定される。 「ANSI/AIHA Z9.5」				△	○					
	・第1類物質、第2類物質その他特に問題がある物質のｶﾞｽ、蒸気または粉塵の汚染による労働者と付近住民の障害の防止の為の有効な排気処理装置等を敷設する。 「特化則第9～11条」	ガイドラインなし									○		
	・排出口は屋外に設ける。 「特化則第7条」	ガイドラインなし					○						